

様式第 3

会 議 録

会 議 名	平成 3 0 年度第 5 回野田市行政改革推進委員会
議題及び議題毎の 公開又は非公開の別	1 民間活力の有効活用について（公開） 2 組織機構の見直しについて（公開） 3 定員の適正化について（公開）
日 時	平成 3 0 年 1 1 月 7 日（水） 午後 2 時から午後 4 時 1 0 分まで
場 所	市役所高層棟 8 階 大会議室
出席者氏名	会 長 山本和也 副会長 田中かよ子 委 員 江原正子、小松栄、染谷よし江、津佐清、中野祐三郎、山崎清、横川しげ子 事務局 今村繁（副市長）、佐藤裕（教育長）、上原正夫（市政推進室長）、中沢哲夫（企画財政部長）、佐賀忠（総務部長）、山下敏也（自然経済推進部長）、柏倉一浩（環境部長）、岩瀬弘（土木部長）、寺田誠（都市部長）、直井誠（保健福祉部長）、平野紀幸（児童家庭部長）、杉山一男（生涯学習部長）、長妻美孝（学校教育部長）、小林利行（児童家庭課長）、大久保貞則（行政管理課長）、堀江賢司（行政管理課主幹）、武田真弓（行政管理課長補佐）、大久保崇雄（行政管理課事務管理係長）、島津奈身（行政管理課事務管理係主任主事）、古谷尚久（行政管理課事務管理係主任主事）
欠席委員氏名	谷田貝しづ子
傍 聴 者	3 名
議 事	第 5 回野田市行政改革推進委員会の会議結果（概要）は、次のとおりである。

<p>行政管理課長補佐</p>	<p>平成30年11月7日午後2時、開会を宣言し、会議の成立について報告した。会議の公開及び傍聴並びに会議録及び会議資料の公開について説明した。</p> <p>会議録作成のため録音機を使用することについて了解を得た。</p>
<p>山本会長</p>	<p>議題1 民間活力の有効活用について</p> <p>民間活力の有効活用について項目ごとに事務局の説明を求めた。</p>
<p>行政管理課長</p>	<p>&lt;資料に基づき、指定管理者制度活用の推進について説明&gt;</p>
<p>山本会長</p>	<p>指定管理者制度活用の推進について質疑及び意見を求めた。</p>
<p>津佐委員</p>	<p>資料では平成15年から指定管理者制度が実施され、市では現在37施設で導入しているとある。導入に当たり、住民サービスの向上や経費節減等の目的があったかと思うが、現在どのように評価しているか。</p>
<p>行政管理課長</p>	<p>指定管理者制度導入のメリットとして、民間に委ねることによりサービスの向上を図ることができ、経費節減も可能であることが挙げられる。</p> <p>また、保育所について、直営よりも保育時間が長くなっている。図書館においても、民間の経験を生かして事業展開しており、経費だけでなくサービス向上についても効果が出ている。</p>
<p>津佐委員</p>	<p>保育所について、現在、直営及び指定管理者制度を導入している施設でも待機児童が多数いて、現状の保育士の不足という問題がある。つまり、既に直営も指定管理者制度が導入されている施設も保育士不足があり、待機児童もいるという同じような状況の中で、現在直営の保育所は指定管理者制度導入を見合わせる。一方、導入しているところでは評価が高いとなっている。それでは、なぜ直営が指定管理者制度導入を見合わせるという結論になるのか。</p>
<p>行政管理課長</p>	<p>指定管理者制度を導入して、指定管理者から保育士を募集するよりも、直営で保育士を募集する方が集まりやすいのではないかとということがある。国の待機児童対策として、処遇改善等が行われたが保育士の賃金</p>

副市長

確保については実効性に少し欠ける。そのため、市が任期付保育士を採用した方が有利であると判断した。

少し補足すると、直営の方が保育士を確保しやすいというのは、端的に言えば給与の問題である。結局、非正規保育士の給与は、国でも処遇改善として行っていて、各自治体や市も給与に加算している。しかし、相対的に公定価格の人件費が低いという問題がある。そのため、国でしっかりと対応する必要があるが、まだ十分とは言えない。その中で、市が正規職員として雇う保育士の給与は民間と比べると高額になってくる。身分的にも安定しているので、募集をすれば採用はできると考えている。

任期付保育士も民間よりも給与は若干良いため、もっと応募があるかと考えたが、3年という任期があるため、採用予定人数を満たすことができなかった。待機児童問題は喫緊の課題であり、それを最優先することになると、市の直営保育所で正規保育士を雇って、直営保育所では保育士不足による待機児童をなくしていきたいと考えた。

山崎委員

資料4 ページに33年度以降に新規の子ども館について指定管理者制度の導入を検討するとある。子育てしやすい環境を整え、若い子育て世代の方々が市に住んでみたいと考えることが増えれば良いと思う。

ただ、行政改革の観点からは新規の子ども館は必要なのか。これから子供が減少する中では、既存の館をリニューアルして、それを中核施設として活用する方法もある。ただし、子ども館の絶対数が他市と比べて少ないということであれば、子ども館を充実させるためという考え方はありうる。現在の子ども館が既存6館ということは、絶対数から見ても多いのか少ないのか。また、これを更に充実する必要があるのか。

児童家庭課長

児童館については、様々な形態のものがある。現在市には子ども館が6館あるが、地域に密着した小規模なものとなっている。児童館の数については、小さな児童館を多く作っているところもある。一方、市内に大きな児童館を一つ作っているところもあり、自治体

	<p>の考え方によって様々である。</p> <p>市としては、現在の小さな子ども館に加えて、中核的な子ども館を作りたいと考えている。そして、そこを中心として、それぞれの小さな子ども館との連携を図りながら、子育て世代の方に対して支援をしていく形を考えている。</p>
<p>山崎委員 児童家庭課長</p>	<p>既存の子ども館の所在地等は周知しているのか。</p> <p>子ども館の所在地等は市のホームページに記述している。また、子育て支援を中心としたホームページであるかともネットにも、位置や事業内容を掲載して周知を図っている。さらに、子ども館で行う事業は、その都度市報等で募集をして周知を図っている。</p>
<p>中野委員</p>	<p>先ほど、津佐委員が質問したことに関連するが、資料4ページでは、課題として「担当部局による指導監督の徹底を強化する必要がある」と記述している。先ほどの説明では、指定管理者制度について、非常に評判が良いとのことであった。一方で、「担当部局による指導監督の徹底を強化する必要がある」というのは、どのような視点に立った考え方なのか。</p>
<p>行政管理課長</p>	<p>指定管理者制度は議会の議決を経て、包括的な施設管理として事業者に管理を委ねているが、その中でも常に市が責任をもって監督をしていかなければならない。指定管理者を指定することによって、市の手が離れてしまうと、市の監督がなくなってしまうということがありうる。これまでも指導監督を行っているが、今後も引き続き、徹底していくといった意味で記述している。</p>
<p>津佐委員</p>	<p>先ほど副市長から、指定管理者制度に基づく保育所が保育士を募集するよりも市が独自で募集した方が給与等の面から採用しやすいという話があった。その場合、指定管理者制度が導入されている保育所の保育士とこれから新たに採用される市の直営保育所の保育士との給与や身分の差は問題にならないのか。</p> <p>指定管理者制度が導入されている保育所の保育士が同じ仕事をして、給与が違ふといった問題が出てくるのではないのか。当初目的とする民間活力の有効活用</p>

副市長

のための指定管理者制度導入が、一人の人間にとってどのような効果になるのか。

先ほど少し説明したが、保育士の不足は基本的に処遇の問題である。これは市のみの問題ではなく、国が決められている公定価格における保育士の処遇に問題があり、国がしっかりと対応する必要がある。今、公定価格に十分に反映していないので、東京都が先頭に立って保育士確保のために相当加算を行っている。そうになると、首都圏では東京に保育士が持っていかれることになるので、それぞれの自治体が独自で処遇改善を行っている。市は国がしっかりと対応する必要があると考えていたため、従来は独自の処遇改善は基本的に賃金ではなく、家賃や駐車場料金の補助などで対応していた。しかし千葉県や周辺市も全て行うようになったため、市も行うようになった。直営と民間の処遇の差があるのは問題ではある。しかし、これは市で解決できる問題ではなく、国にしっかりと処遇の面を対応していただきたい。

そのような状況の中で、市が保育士を確保するために、何ができるかという直営で正規保育士を雇用するのが最善の策ではないかと考えている。ただし、待機児童の問題が解消したときには、直営保育所に予定どおり指定管理者制度を導入するのが今の考えである。そのときに、雇用した保育士の処遇をどうするかという問題がある。これは土木技師等についても同様であり、採用のときに、一般職事務の仕事にも就くことがあるという条件を付けて採用している。保育士についても、幼稚園に加え、一般事務職の仕事に就くこともあるという条件で募集することを考えている。

山本会長

指定管理者制度活用の推進について事務局の説明を了承することで良いか問う。

< 異議無し >

山本会長

公共施設の管理及び運営の民間委託について事務局の説明を求めた。

行政管理課長

< 資料に基づき、公共施設の管理及び運営の民間委託について説明 >

山本会長	<p>公共施設の管理及び運営の民間委託について質疑及び意見を求めた。</p>
山崎委員	<p>資料6ページの学童保育所の表では、学校区によって学童保育所が複数ある。例えば、宮崎小学校区では1か所が直営で、残り2か所は社会福祉協議会に委託となっている。導入時期等の理由によって運営形態が分かれていると推察するが、詳細を聴きたい。</p>
児童家庭課長	<p>当初、基本的に学童保育所は各学校区に一つだったが、入所希望の児童が増えて、学童保育所が不足したため、平成23年度に10か所ほど新設した。その時に新設した学童保育所は、委託で運営をしていくこととしたため、それ以降に新設したものについては、委託となっている。</p>
山崎委員	<p>資料には基本的に余裕教室を活用とあるが、学童保育を希望する児童が増え、余裕教室が足りないときは、外部に施設を新設するのか。それとも余裕教室を増やして、新たに開始する学童保育所を社会福祉協議会に委託するのか。</p>
児童家庭課長	<p>全体の児童数自体は徐々に減っているため、新設する学童保育所は学校の中にある余裕教室を改修して設置している。</p>
副市長	<p>委託の経緯について説明する。市では臨時職員を雇い直営学童保育所を運営していた。臨時職員は継続雇用や昇給などはできない制度であったが、以前、市の学童保育所では継続雇用や昇給を行っていて、状況が法に沿っていないことから委託を進めた。保護者と話し合いを行い、南部学童と二川学童は社会福祉協議会ではないが民間に委託をした。その後、更に委託を進めようとしたところ、保護者から個別の協議ではなくて、保護者協議会と協議してほしいという要望があった。基本的に委託には反対だということで、協議が進まなかったが、その一方で学童保育所の過密化が進んでいった。</p> <p>市では、保育環境の確保が最優先課題と考えた。既存の学童保育所を委託するときには保護者協議会との協議が必要であったが、新規で学童保育所を作り、</p>

委託する場合は協議が不要であることから、新設学童保育所の委託を進めた。

ただ、どこの学童保育所に入るかは保護者や児童に任せる形で進めた。そのため、資料にも記述したが各学童保育所で在籍人数が大きく異なる所があり、小学校区内で過密化はなくても、個別の学童保育所で過密化をしてしまっている状況もある。保護者に対して、抽選制に変更したいと説明しているが、過密化ということあまり意識していない保護者が多い。しかし、児童の保育環境を考えると国の基準を満たす必要がある。保護者からは、新一年生から抽選に変更したらいいのではないかという意見もあるため、説明した上で、順次過密化を解消していきたい。

また、保護者協議会は解散してしまい協議する場がなくなったことから、委託の話は進めていない。現在は、過密化解消を中心に対応している。

そのような中で、会計年度任用職員という制度が導入される。これまでは市の職員は正規職員ということが基本であった。臨時的任用職員は地方公務員法の第22条に定められているが、あくまで臨時的な業務に従事し、常態的な業務は認められなかった。今回の会計年度任用職員の制度は、公権力の行使や企画などを除き、これまで正規職員が担ってきた業務も行わせることができる。また、毎年度の更新にはなるが継続雇用や実質的な昇給も可能である。先ほど述べたとおり、直営から委託へ切り替えた一番の理由は、制度に反し臨時職員の継続雇用や昇給を行っていたという問題があったためだが、会計年度任用職員で対応すれば、その問題はなくなる。一方で社会福祉協議会では指導員の確保にも苦勞するというような状況もある。今後は、社会福祉協議会へ全て委託するという現行の方針を変更するかどうかも含めて、検討していきたい。まずは過密化を解消するために、保護者の理解を得ていきたい。

初歩的な質問になるが、直営でも委託でも保育料は同額か。

津佐委員

児童家庭課長 山本会長	同額である。 公共施設の管理及び運営の民間委託について事務局の説明を了承することで良いか問う。 <異議無し>
山本会長	現業部門等の業務の民間委託について事務局の説明を求めた。
行政管理課長	<資料に基づき、現業部門等の業務の民間委託について説明>
山本会長	現業部門等の業務の民間委託について質疑及び意見を求めた。 <質疑及び意見無し>
山本会長	現業部門等の業務の民間委託について事務局の説明を了承することで良いか問う。 <異議無し>
山本会長	有効な民間活力活用法の検討について事務局の説明を求めた。
行政管理課長	<資料に基づき、有効な民間活力活用法の検討について説明>
山本会長	有効な民間活力活用法の検討について質疑及び意見を求めた。
中野委員	先ほど指定管理者制度活用の推進の項目で、指導監督の強化という話があった。今回の項目では、資料に四つの手法が書いてあるが、いずれの手法の場合でも市が指導監督をしながら、民間活力を活用していくと理解して良いか。
行政管理課長	資料に記述したPFI等の手法は、基本的に施設を整備するときなどに活用する制度である。例えばPFIでは市が資金を用意するのではなく民間が資金を調達し、民間の手法で施設を整備する。その後、手法にもよるが債務負担で費用を償還していくこともある。償還となると、市の持ち物でもあるため、指定管理者制度と同じく指導監督をしていくことになる。
山本会長	有効な民間活力活用法の検討について事務局の説明を了承することで良いか問う。 <異議無し>
	議題2 組織機構の見直しについて

山本会長	組織機構の見直しについて項目ごとに事務局の説明を求めた。
行政管理課長	<資料に基づき、組織の統廃合と組織体制の整備について説明>
山本会長	組織の統廃合と組織体制の整備について質疑及び意見を求めた。
山崎委員	<p>資料19ページの課題等の中に記述があるが、組織の連携の項目で「29年度に新たに市政推進室を設置し、縦割り組織の弊害である横の連携の強化を図っているが、満足のいく結果が得られていない」とある。なぜそのような結果なのか見解を聴きたい。</p> <p>また、民間では一般的にテーマごとに関連する部門から人を募って、プロジェクトチームを作り、知恵を出し合う。部署を新設して横の連携を強化するのではなく、そのような民間の知恵を利用すれば、違った意思疎通が図れるのではないか。</p> <p>これは市の組織全般を見ている副市長から意見を聴きたい。</p>
副市長	<p>29年度に市政推進室を設置した経緯を述べたい。28年に鈴木市長が就任したが、市長はそのときに自分の声がなかなか末端まで届かないと感じた。市長直轄の組織で、市長が思っていること、考えていること、やりたいことを末端まで届くようにしたいという意向で市政推進室は作ってある。</p> <p>市政推進室の職員が市長の考えをそれぞれの部に伝え、意図するところを認識させて、横の連携を市政推進室が調整しながら進めていく形を実行した。しかし、まだ出来て1年半であり、まだそれが十分浸透していないところは否めない。</p> <p>例えば、道の駅の検討でも庁内検討チームがあり、プロジェクトチーム等は市でも様々な場面で作っている。しかし、このことを言って良いのかどうか分からないが、残念ながら縦割りの弊害は存在している。国が縦割り組織であるため、それが降りてくる市にも高い壁があると認識している。私も総務部長や行政管理課長として、10年以上横の連携を模索してきた</p>

津佐委員

が、今のところ十分な成果を上げているとは言えない。山崎委員の言うように、民間だったらできることをできてないと思っている。プロジェクトチームを組んだとしても、チームとして一体となるというよりは、各所属の利益を代表して来ているといったところが抜けていない。組織の話の中で、最も重要なその辺の連携のために、職員の意識をどう変えていくかというのが一番大切である。組織をどう変えても、中にいる職員の意識が変わらなければなかなかうまくいかないと考えている。その辺をしっかりと取り組んでいきたい。

私も山崎委員と基本的に同じ考え方である。

組織と組織が無機的な関係になっているのではないかと思う。そして、有機的な結合がなされていない基本的な問題は考え方だと思う。市民のためという基本的な原則を踏まえ、このことは市のためになるのかという共有した視点を持てるようになれば、組織と組織が有機的な結合になることが可能だろうと思う。

それに関して、子ども部の新設を検討しているようだが、資料の中の考え方では総務部と市政推進室が中心となって組織づくりを目指すと書いてある。27年度に子ども支援室が設置されているため数年間の蓄積があると考えられる。子ども支援室とそれに関係する保健福祉部、児童家庭部及び教育委員会などの有機的な結合により、子ども部をどのように組織するか考えるべきだと思った。市の内部についてはよく分らないが、総務部と市政推進室が中心という部分は若干違和感を覚えた。

今、流山市は子供と保護者が積み上げてまちを作っている。やはり子供が大事であり、野田というまちの中で子供が増えていかないといけない。それが基本の大きな考え方であると思っている。そのための施策で子ども部を創設すると思う。そうすると、子ども部の創設に関して、総務部や市政推進室が中心とあるが、それだけの経験があるのかという印象を受けた。

副市長

書き方の問題で誤解を与えてしまっている。資料2

1 ページの次期行政改革大綱の考え方では3 2 年度に子ども部の新設を検討するとなっている。津佐委員の話にもあった実務者を含めた形の庁内ワーキンググループの意見を集約し、設置を目指すとしている。

先ほどの話のとおり、まず法律が縦割りであり、その中でどのように連携したら良いか検討するために子ども部を作る前からワーキンググループを作る必要があることは認識している。例えば、児童虐待は児童家庭部、子ども支援室は保健福祉部で、保育料は児童家庭部、中学生までは教育委員会など関係する部署で、子供を中心にして一体的に考えていかなければならない。それは職員も認識しているが、行政機関はいろいろな制限があり、その中でいかに効率的に機能させていくかという課題がある。

私は、子ども部の設置について、作るのであれば、設置してから詳細を考えてもいいのではないかと思った。しかし、現場から、よく考えて課題を洗い出した上で、組織を作っていきたいという意見がありこのような形になっている。

なお、現場から要望を受け、組織を変更するのは総務部である。そのため、総務部と市政推進室が中心になりという記述は、現場の声を総務部が受け入れて組織を変えるべきという意味であり、決して総務部だけで子ども部を創設するという意味ではない。

資料2 0 ページに記述のある市の重要政策の推進で、「スポーツを地域資源の一つとして捉え」とあるが、具体的にどのようなことを意味しているのか。

スポーツ施策を推進することで、他市から人を呼び込むこともできるのではないかと考えている。自然経済推進部には商工観光課があり、観光という要素を結び付けて施策を作る場合には連携が必要となるため、自然経済推進部に移管することとした。また、そのような連携も含めた意味で地域資源の一つとして捉えたと表現している。

今までの社会体育課の範疇<sup>はんちゅう</sup>から出て、様々な施策を行うのか。

中野委員

行政管理課長

中野委員

行政管理課長	そのとおりである。いい意味で間口を広げることになると思う。
山本会長	組織の統廃合と組織体制の整備について事務局の説明を了承することで良いか問う。 <異議無し>
山本会長	教育委員会制度改革について事務局の説明を求めた。
行政管理課長	<資料に基づき、教育委員会制度改革について説明>
山本会長	教育委員会制度改革について質疑及び意見を求めた。 <質疑及び意見無し>
山本会長	教育委員会制度改革について事務局の説明を了承することで良いか問う。 <異議無し>
山本会長	附属機関の整理合理化について事務局の説明を求めた。
行政管理課長	<資料に基づき、附属機関の整理合理化について説明>
山本会長	附属機関の整理合理化について質疑及び意見を求めた。 <質疑及び意見無し>
山本会長	附属機関の整理合理化について事務局の説明を了承することで良いか問う。 <異議無し>
山本会長	議題3 定員の適正化について 定員の適正化について項目ごとに事務局の説明を求めた。
行政管理課長	<資料に基づき、効率的な人材活用の推進について説明>
総務部長	資料38ページの項目7の次期行政改革大綱の考え方に一部漏れている内容があった。重要な内容であるため、口頭で説明させていただきたい。 38ページ3行目以降の部分とも一部重複するが、「なお、野田市定数条例の改正については、31年3月議会において、常備消防の強化に伴う増員分及び直営保育所に勤務する正規保育士増員分について改正

	<p>を行い、32年3月議会において、会計年度任用職員が行う業務の内容や処遇等の検討結果に基づき定数条例の改正を行う」という内容が漏れていた。ここは非常に重要な内容であり、既に審議していただいた指定管理者制度活用の推進でも、直営保育所で来年の4月1日に正規保育士を採用するというスケジュール案を提示した。それを実行するためにも、31年3月議会で、その部分の職員数も含めた形での定数条例改正をしなければならない。そのため、先ほど口頭で述べた内容を、次期行政改革大綱の考え方に追加させていただきたい。</p>
山本会長	<p>追加した内容を含め、効率的な人材活用の推進について質疑及び意見を求めた。</p>
中野委員	<p>労働法が改正され、同一労働同一賃金となるが、公務員には適用されないのか。適用されるとしたら、資料37ページでフルタイム再任用職員について「常勤職員時の給与から大幅に削減されるため活用をしていく」と書いてあるが、業務内容で差を設けて削減を図っていくのか。</p>
総務部長	<p>会計年度任用職員は正規職員が担っている業務以外を担当することとなり、業務も職務給であり、責任業務の内容も違ってくる。そのような勤務体系であるため、正規職員と比較して給与水準は低くなると考えられる。</p> <p>ただ、国から示された資料では、会計年度任用職員の給与がどの水準からスタートするかという具体的な内容までは、まだ把握できない。近隣市も同じ状況であり、内容を模索しているところである。</p> <p>同一労働同一賃金という考え方がベースにはあるが、責任の度合いなどが正規職員とは違い、同一労働ではない。</p>
中野委員	<p>任用される職員の仕事の内容が違うという理解で良いか。</p>
総務部長	<p>会計年度任用職員の内容で回答したが、再任用職員のことか。</p>
中野委員	<p>会計年度任用職員についても聴きたいと思ってい</p>

総務部長  
副市長

た。再任用職員についても仕事の内容が変わるという理解で良いか。

そのとおりであり、仕事の内容が変わる。

補足すると、再任用職員と会計年度任用職員は全く違う制度である。再任用職員は年金の支給開始年齢が引き上げられたことにより、定年から年金支給開始までの間の生活を保障する意味が強い制度である。現業職においては、60歳を過ぎても十分できるような職場もある。

今、基本的には再任用職員を週3日程度の短期間勤務で運用している。フルタイムにすると正規職員の定数に入り、ほかの人を雇用できないという問題があるため、短時間勤務を基本にしている。しかし、現業職の職場については、委託するよりもフルタイム再任用職員で運用する方が行政サービスの効率が良いことも考えている。再任用職員はこれからどんどん増えて、100人を超えてくる。フルタイムの再任用をすると、若い人を採用できなくなるが、短時間勤務の再任用では責任の度合いや仕事の効率が悪くなるという問題があり、大きな課題である。年金との関係があるため、基本的に希望すれば再任用するという考え方があり、非常に悩ましい問題である。

会計年度任用職員も今までの臨時職員とは異なり実質的な昇給も可能であることから、同一労働の考え方やどの程度の仕事を任せるかといった課題があり、各職場の中でどのように整理するか考える必要がある。今まで、基本的には臨時職員として事務職の補助を雇用してこなかったが、今後会計年度任用職員を採用するに当たって、同一労働同一賃金の考え方を加味した上で、給与水準をどのように定めるかという課題がある。国が最終的には自治体の判断としている部分もあるので、近隣市の状況なども参考にしながら、32年度からの導入に向けて本格的に検討しなければならないと考えている。

山崎委員

これから増加する事務に対して適正な職員数を確保しなければならない。その中で、定員の適正化をど

副市長

のように判断するのかという課題もあると思う。

資料36ページに他団体との比較の表があるが、流山市は臨時的任用職員を多く採用し、正規の職員数を抑制している。また、浦安市は非常勤一般職を多く採用している。この違いの理由は分からないが、今後、市としては会計年度任用職員及び再任用職員を活用して、正規職員数を抑制して、人件費の抑制につながると考えられる。会計年度任用職員が行う業務内容や処遇等を検討し、31年度に課題を整理すると記述されているが、現行政改革大綱の職員削減計画では32年度当初目標職員数は983人となっているが、正規職員数の削減をやめるのか、あるいは会計年度任用職員を活用し更に削減を進めていくのか。

今の行政改革大綱の職員削減計画の考え方では、削減を進めるとしているが、今回見直している。その大きな理由の一つは会計年度任用職員制度が創設され、今まで市では基本的に雇用できなかった継続的な非正規職員を雇用できるようになるためである。今の職員削減計画は、目標とは別に附則で経過措置が定められていて期間中は1,033人までとしており、その範囲での運用を考えている。そのため、今は削減計画の目標に必ずしも固執はしておらず、31年度に必要な正規職員数を確保したいと考えている。

また、今後の適正な職員数の考え方だが、今までは臨時職員は基本的に雇わずに正規職員を雇用し、定数条例でも厳格に定数を定めていた。他市は実数とかなり異なる中で、市は実数に近い数値を定めて、これ以上は絶対に雇用しないという形で運用していた。今後は、会計年度任用職員やフルタイムの再任用職員、正規職員をバランスよく活用しなければならない。そのため、考え方としては正規職員の人数に固執するというより、全体としての人件費をどれだけ抑制するかという方向で検討していかなければならないと考えている。よって、32年度の職員定数条例の改正もそれを踏まえた形で、全く違う考え方でいきたいと思っている。

	<p>また、山崎委員から浦安市と流山市の一般職非常勤職員と臨時的任用職員の話があったが、一般職非常勤職員というのは、法律でいうと地方公務員法の第17条に基づいた採用である。それを根拠として一般職非常勤職員というものを雇っている団体が多く、法的に不明確な状態となっている。なお、市においても、保育所や学童保育所で一般職の非常勤職員を雇用している例がある。</p>
	<p>一方で、臨時的任用職員というのは地方公務員法第22条で定められており、あくまで臨時的な職で最長でも1年以上は雇用できないとなっている。資料にある流山市が臨時的任用職員を1,139人としているのは本当に第22条として雇用しているのか、実は第17条の非常勤一般職も含まれているのかは不明だが、正規職員以外を継続的に雇用していることには違いない。その点では、大差がない話であり、あくまで、正規職員とそれ以外の職員とそれらの合計人数との比較ということを考えている。</p>
小松委員	<p>資料37ページに、常備消防体制については、消防士が救急と警防を兼任していることから、人員増により専任体制に強化するという表現があるが、どのぐらいの増員を計画しているのか。</p>
行政管理課長	<p>関宿地域の消防体制を強化するため、具体的な人数としては9人ほど増員を考えている。</p>
山本会長	<p>効率的な人材活用の推進について事務局の説明を了承することで良いか問う。</p>
山本会長	<p>&lt; 異議無し &gt; 適正な職員配置の推進について事務局の説明を求めた。</p>
行政管理課長	<p>&lt; 資料に基づき、適正な職員配置の推進について説明 &gt;</p>
山本会長	<p>適正な職員配置の推進について質疑及び意見を求めた。</p>
山崎委員	<p>資料に30年度に二つの係にそれぞれ一人増員して合計二人増員とある。二人増員というのは新規で採用するのか。それとも定期的な人事異動、いわゆる配</p>

<p>行政管理課長</p>	<p>置転換で対応するのか。        今回二人増員しているが、人事異動で対応している。ほかの場合でも、大体が人事異動での対応となっている。</p>
<p>山本会長</p>	<p>適正な職員配置の推進について事務局の説明を了承することで良いか問う。        &lt;異議無し&gt;</p>
<p>山本会長        行政管理課長        山本会長</p>	<p>その他、連絡事項の有無を事務局に問う。        &lt;次回の日程をお知らせする。&gt;        午後4時10分、閉会を宣言した。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>